

大友後期の対明交通

久多羅木儀一郎

緒言

私は去る昭和十年九月「大分県海外交通史」という小著を出したが、その後これに補足したい材料がだいぶ集つてゐる。昨年三月の「二豊の文化」に一寸記した豊後の練貫酒のこともその一つであるが、ここに述べようとするところは、大友後期といつても主として第二十代義鑑、その子義鎮（宗麟）の頃における明との交通に就いての補充である。資料とするところは、戦前台北大学の小葉田淳氏が発表された「足利後期の遣明船通交貿易の研究」を手蔓とし、主として鄭舜功の「日本一鑑」によるものである。

一、大友義鑑の遣使

天文十五年丙午（嘉靖二十五年—一五四六）大友義鑑は僧清梁を遣明使として派遣した。このことは明の史籍に左の如く出ているのである。

〔日本一鑑〕（窮河話海）

嘉靖丙午。夷属豊後国判史源義鑑。請勘合於夷王宮。遣僧清梁等来貢。以不及期却之。

〔哨報夷船事〕疏

嘉靖二十三年夷使釈寿先。二十五年夷使清梁等。前後称貢。彼時審無表文。又与貢期遠。照例阻回訖。

すなわち義鑑は勘合符を幕府から受け、正式の手続をふんで派遣したのであるが、明では貢期に違い且つ表文もないとの理由を以て、これを受付けずして阻回した。貢期というのは応永十一年（一四〇四）の勘合条約以来、十年一貢となつていたのである。しかしこれは幕府の遣明船に関することであつて、義鑑の遣使はこれに関係なき私船、すなわち私貿易であるから、貢期のことなどは無頓着に派遣したと見られるのである。

ではこの前後いつが貢期であつたかというに、天文八年（嘉靖十八年）將軍足利義晴から湖心碩鼎を正使とし、策彦周良を副使として遣わしているから、次回は天文十八年であつた。しかるに幕府ではこれより二年前の天文十六年五月策彦を再び明に遣わしたので、明廷では十年一貢の約を執つてこれを拒んだ。よつて策彦の一行は浙江定海の奥に留つて期の至るを待ち、天文十八年漸く北京に入るを得たのであつた。こういう次第であるから、前記大友義鑑の遣使は、結局目的を達せず終つた訳である。しかし折角いわゆる渡唐したのであるから、或は密貿易に類するようなことは多少やつて来たかも知れない。

さて義鑑の使に立つた清梁というは、明の史籍には時に梁清と倒書された場合もある。「日本一鑑」に清梁は松月庵主とあり、而して別項に、松月庵は豊後大智寺に在り、寺僧清梁これに居るとあるから、松月庵は府内大智寺の塔頭であることがわかる。そこで「雉城雜誌」の大智寺の条を見ると、寺記に曰く、永徳元年（一三八一）大友親著が塔頭八院を創建したとあり、その第一に松月庵が記されているのである。「日本一鑑」によると大智寺には清梁の外、清涼、祥玉等の寺僧がいて、みな文教の流を崇ぶとある。

二、明使鄭舜功の来豊

ところで幕府の遣明船も天文十八年を最後として、爾後日明の国交は断絶し、かくて嘉靖三十年（天文二十年）頃から倭寇の跳梁が盛んとなり、いわゆる嘉靖の大擾乱となつた。そこで明においてはこれが対策についていろいろと論議されたが、その一つに開市船説があつた。若しこれを実施するとせば、先ず日本の事情をよく究めなければ、果してこれにより寇を絶ち得るかどうか判断し難いので、倭情哨探の使を送ることになつた。これにより嘉靖三十四年（弘治元年一五五五）浙江総督楊宣の計画で、明廷から鄭舜功という者を使として、豊後に派遣することになつた。なぜ豊後が遣使地に選ばれたのか不明であるが、天文十五年の通交や、また当時の豊後国主大友義鎮は、すでに南蠻とも交通していたので、その威名が明にもおのずから聞えていたため等が、その一理由になつたのではあるまいか。舜功は同年四月広東を出帆し、琉球を経て豊後にやつ

て来た。このことは豊後国志にも記されている。舜功が府内に着いて義鎮に謁したときのことを、彼は万里長歌の一節において、「道広く飄々として澳派（烏気法遣）に入り、策馬往いて豊後の君に見ゆ。」と記している。

爾後、鄭舜功は国賓を以つて待遇されつゝ、翌年の秋まで豊後に滞在した。その間、先年入明を拒まれて空しく帰国した清梁、及び大智寺の清涼、祥玉等と、詩酒追逐したこともあつたと見え、清梁に次の作がある。

酬和鄭国客

松月清梁

一封書上見仁榮。奉使東行弟後兄。国客名高冰雪冷。梅花標格鄭先生。（窮河話海）

舜功はまた或るときは臼杵に遊び、海蔵寺の塔頭龍宝庵に留宿したこともあつた。而して舜功は豊後から従事官の沈孟綱と胡福寧を京都に遣つて、幕府に禁褫を折衝させたが、わが国の史料（將軍家譜、高代寺日記、三代一覽）によると、それは翌年七月のことであつた。禁褫のことは勿論義鎮にも求めているのである。かくて舜功は「我れ豊後に居りて夷俗を究め、その要領を得て帰復を思う。」と述べているところから見ると、来朝の主目的たる倭情哨探は大体達成したのであつて、帰国後に作つた「日本一鑑」を見ても、相当によく記されているのである。

三、大友義鎮の遣使

弘治二年の秋、鄭舜功は豊後を立つて帰国することになつた。このとき府内の一僧から舜功に贈つた詩に、左の如きがある。

題贈鄭国客

釈蓮

毒海神舟劈浪来。誕敷文徳善心開。明朝報使帰中国。不負公懷助化才。

舜功の帰国するとき、大友義鎮すなわち日本西海修理大夫六国刺使豊後土守は、国臣鑑統（臼杵）長生（吉岡長増か）鑑増（田北鑑生か）鑑治、親守（志賀）鑑速（臼杵）鑑直等と議して、佐伯庄龍護寺住の清授を正使とし、野津院到明寺住の清超を副使として同行させ、明の国典を奉じて遵照施行する意を告げしめた。清授は嘗つて京都の大徳寺に参学し、初め大友義鑑

の香火院たる府内同慈寺の華岳院主であつたという。清授の遣明について「皇明実録」には「前総督楊宜所遣鄭舜功。出海哨探夷情者。亦行至豊後。豊後島遣僧清授。附舟前来謝罪言。前後侵犯。皆中国奸商潛引小島夷衆。義鎮等初不知也」と記してある。

清授等は琉球を経由して広東に到り、それより舜功と離れて潮州の海上に至つたとき、弓兵を被り批文を毀滅され、遂に獄に下された。舜功は人を広東に遣り救解に当らせたが、舜功もまた幽禁されるに至り、清授は妄りに典例を引いて謬る所あつたとして、四川茂州の治平寺に謫流された。当時揚宜は既に退き、胡宗憲が総督となり、庇護の有力者を失つた舜功は「娼妓に懼り身を縲綆の獄に繋がる。」と嘆じている。

四、義鎮の第二次遣使

さきに鄭舜功を豊後に遣わした嘉靖三十四年（弘治元年）、明ではこれと別個に、同年九月浙江巡撫胡宗憲が、かねてより肥前の五島に居留して、倭寇を誘導していた王直に対する宣撫工作と、倭寇の出身地たる九州の諸侯え、禁寇の交渉使として、当時密貿易により入獄中であつた蔣洲という者を釈して、日本に派遣した。蔣洲は十月定海を出船し、十一月五島に来て王直と会見、ついで博多を経て豊後に来た。蔣洲は京都にも行く予定であつたらしいが、兵乱の為め違するを得ず、義鎮の下に館し、浙江布政司宣諭の明文を以て諸州を巡行した。かくて蔣洲が明に帰るべく豊後を出発したのは、その報告中に「別立之主啓改年号為弘治。今方二載而干戈争擾而無寧日。」とあるから、弘治二年（恐らく十一月）かと見られている。

蔣洲の帰国するとき、義鎮は舜功のときと同様に、僧徳陽を使者として同行遣派し、また帰化人吳四郎（広東海陽県彩塘の人で、宗素脚の流輩である。）を通事として随行させた。嘉靖三十六年（弘治三年）蔣洲の明に帰着するや、同八月、浙直総督胡宗憲は蔣洲の報告により次の如く疏陳している。「洲奉使宣諭日本已歷二年。乃所宣諭止及豊後山口。豊後雖有進貢使物。而実無印信勘合。」また総兵管俞大猷も蔣洲の報により、総督宗憲に次の如く掲を呈している。

豊後は日本の一島守にて、徳陽を派し、中国の年号を以て進奏の表を用うるは、不恭の罪明かにて、印信勘合あれば旧

例を査照し、年限に満たざるを以て駁し得るも、これもなく、求むる所は貢に仮つて、買貨を目的とするもので、当然却回すべきものであり、殊に金印勘合の請求は、越礼犯分も甚しとなし、たゞ義鎮は使を館する礼を尽し、また衆夷の侵を禁じて、之を前歲江北江南共に数万の賊ありしに比すれば、今歲揚州の賊数千あり。また直浙沈家門等の処、小警ありと雖も、亦や々緩なるに似たるを以て、その功勞は掩ふべからずとし、德陽等四十三人を暫く石牛港に泊住せしめ、薪米魚菜を給与し、買賣交通を嚴禁し、軍門（宗憲）奏請して、命下るの日を以て、金帛類を義鎮に賞給し、花紅米酒を德陽等に賜与して、將來天朝の威令を伝布して、禁寇よく今歲揚州入犯の倭を捕治し、倭寇根絶するに至つて、その國王の印信勘合を請うを許し、期を限り入貢せしめんことを奏請し、これを以て辺方久安の計なるべしとした。

かくの如くして德陽等一行四十三人の乗船一隻は、舟山の馬募港に泊し、德陽は本山の遠隆徳に館していたのであつた。

五、義鎮の第三次遣使

そこに十月（弘治三年）の初め、王直の船四隻が舟山の岑港に到着した。これはさきに蔣洲が施した帰順工作により、五島から帰国したものであるが、このときまたも大友義鎮は僧妙善を使者として、王直の船に随行派遣した。従つて妙善等一行四十余人の乗船も、王直の船と共に舟山に着き、こゝに偶然德陽一行と出会つたわけである。王直は多年五島に在つて倭寇と行動を共にしていたが、若し帰順せば前非を釈し、海禁を寛うし貢市を許すとのことであつたから、今次の帰国となつたのである。義鎮がこれに使船を随行させたのも、また王直から右の次第を伝諭して来た為めと思われる。しかるに明において王直の帰り来たを機として、平倭の実を挙げんとし、水軍を以て王直を警戒すると共に、副総兵盧鏡は妙善を招致して、若し王直を縛して渡すならば、互市を聞くであろうと誘つた。よつて妙善は恐れて、戊午（永祿元年）道隆觀に至り德陽にこれを告げた。德陽曰く、若しその言に従うときは、自ら斃を求むるに等しとし、乃ち通事吳四郎を通判吳成器のところ遣わし、館を易えんことを請わせたが聽かれなかつた。そこでまた吳四郎を以て、参將張四維に交渉させたが、四維は指

揮袁璣の轍を踏まんことを恐れて、遂に吳四郎を殺した。こゝにおいて徳陽は己れの害せられんことを慮り、遂に妙善の言に従つて自ら貨財を焚き、道隆親も延焼したので、岑港に走り妙善等の館に入った。やがて胡宗憲より招きを受けたが、両人は疑懼してこれに応ぜざることやゝ久しきに及んだ。しかし一同遂に亡げ去つたという。

六、清授の抑留

さきに四川茂州の治平寺に抑留された清授は、三年に及ぶもなお留置されていた。その間の鬱懐に左の作がある。

感

懐

宗正 釈清授

每憶扶桑顔色衰。旅愁三載若何為。杜鵑不奈未歸路。啼落枕頭雙淚垂。
遠來忠信本無私。上有天知人未知。日月掛空輝万里。天王何不化東夷。

留別 鄭 國 客

長橋揚柳縮離情。每憶君恩淚暗傾。一謫四川何日返。夢魂惟遠武林城。

真 教 話 別

三年交好友。均義点無牌。今日是何夕。離情淚滿頻。

錢 塘 話 別

大暑正当三伏天。別君不忍上江船。蜀山未到吾能說。鳥道連雲路八千。

又

鳥道連雲路八千。我今遠謫實堪憐。四年羈繫身憔悴。一点誠心不愧天。

寄 言 鄭 國 客

茂林深隱尙逢春。信是天恩化育均。遠渡求忠何棄我。扶桑万里亦王臣。

鄭舜功も深く頼られているので、丁巳（弘治三年）己未（永祿二年）において、三次奏聞して釈放に尽力しているが、容易に成功するに至らなかつた。従つて清授の末路は如何なつたか、知るべきところなきは、まことに哀れ千萬なことである。

因みに清授は「日本一鑑」に龍護寺住侶とあるが、詩賦の署名に宗正清授とあるは、松月清梁の例より見て、宗正寺清授と解すべきではあるまいか。宗正寺は戸次氏が戸次の川床に建てた禅刹で、現在は廢寺になつてゐるが、「白陽寺社考」には宗正寺とあり、「豊鐘善鳴録」には崇祥寺に作つてある。

結 語

以上述べるところの中、大友義鎮の三次に及ぶ遣使を一覽表にすると左の如くである。

第一次 弘治二年 秋 清 授

第二次 同 二年十一月 德 陽

第三次 同 三年 妙 善

これ義鎮が廿七、八歳の時代である。まさに壯年期に入つて、その熾烈なる海外交通の雄図は、機会あるごとに時所を問はず、追掛け引掛け使者を発遣しているのである。以て対明貿易に多大の期待をかけていたことを、想見することが出来る。しかしながら鹿を逐う者は山を見ずで、余りに性急であつたため、結局徒勞に歸したに止まらず、寧ろ損失を招いたように見受けられることは、甚だ遺憾な次第といわねばならない。これから推して義鎮の対明貿易としては、かの国人の来航によるを主としたものの如く、府内に唐人町や小物座町の名が伝つてゐることも、またこれを反証するようである。なお遣明の使節によつて、間接ながら義鑑、義鎮当時における豊後の学僧と、少数ながらその作品を窺い得ることは、文化史方面の資料として、思いがけない收穫とせねばならない。